

産業厚生常任委員会報告

令和 7 年 3 月 1 9 日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和7年3月11日午後1時25分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、2月28日に本委員会に付託されました議案8件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る2月28日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第25号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：この改正で保育士等の配置基準がおおむね20人に1人から15人に1人、おおむね30人に1人から25人に1人と変わるわけだが、これは保育士1人当たりのこどもの数が減り預ける側にとっては安心である。

以前、家庭的保育事業のトラブルがあったことが法改正に繋がったのか。

回答：保育所内で不適切な保育が全国で見られる事例があり、子どもたちの安全安心な保育を考え、国の配置基準の見直しが行われた。

質疑：美浜町内には家庭的保育事業を行っている事業者はいるのか。

回答：美浜町内にはない。

議案第26号 美浜町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：この法案は地域包括支援センターの職員配置の例外処置を規定することと、非常勤の者を含む勤務延時間を常勤の職員数に換算する常勤換算方法にすることとだが、非常勤の人の長時間労働に繋がらないのか。

回答：この常勤換算方法は非常勤であっても複数で常勤1名の勤務時間が満たされればよいということで、例えば非常勤の人が半日、半日で常勤1名と換算するということである。

議案第27号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：この改正の意図するところは何か。

回答：栄養士法の改正を受け、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが出来るため、施設の人員に関する基準に管理栄養士を加える

ことである。

議案第 28 号 美浜町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：この改正は資格を持つ人が少ないための資格要件の緩和なのか。

回答：技術職の職員が減少しており、水道事業に関わる技術者の確保を目的としている。今回は実務経験の年数等が大幅に緩和され実務経験が短くても水道技術管理士や布設工事監督者になれるという改正である。

質疑：改正内容に 1 級土木施工管理技士を追加とあるが、1 級管工事施工管理技士はなぜ入らないのか。

回答：今回は資格要件において 1 級土木施工管理技士が追加されるなど大幅な見直しとなっており、工事を監督する上で管工事も必要な資格であるが、この改正では国の指導に則った水道法施行令の改正であり管工事の資格は入っていない。

議案第 29 号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第 31 号 美浜町福祉支援センターあいぱる（生活支援）の指定管理者の指定について

質疑：指定管理の募集で「ヤングオールドほのぼの家族いまい」以外の申し込みはなかったのか。

回答：公募した結果「ヤングオールドほのぼの家族いまい」のみである。

意見：公設の施設で民間が運営するので、競争があった方が良い。募集要件を考えるなり競争できる方向性を求める。

議案第 32 号 美浜町福祉支援センターあいぱる（発達支援）の指定管理者の指定について

質疑はありませんでした。

議案第 33 号 美浜町丹生漁港環境広場の指定管理者の指定について

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第 25 号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 26 号 美浜町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 27 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 28 号 美浜町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 29 号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 31 号 美浜町福祉支援センターあいぱる（生活支援）の指定管理者の指定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 32 号 美浜町福祉支援センターあいぱる（発達支援）の指定管理者の指定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 33 号 美浜町丹生漁港環境広場の指定管理者の指定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後 2 時 4 分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。